仍也件

河内守
保大夫
退職勤仕調
七月大 三十日
同 前年寧中 割休六日
残日数 廿四日
勤仕十九日 四日 所殿
三好好之
一日 又日

塚越蒙助

勤仕十二日 九月十三日三州 吉田稼職口用
村井庄一郎
皆勤 三好好之
皆勤 佐藤長左衛
皆勤 芝黒豊次郎

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

仍如件

平技持之積書意之通請而仍如件

弘化二巳年八月

関保右衛門

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

皆勤

皆勤

未八月

請取申 不接持方之事

但京都也

茶合七石四斗

但一日ニ人分茶合六拾人接持之積當巳十月分ヨリ十二月迄
大ニ月ニ付小ニ月ニ付試分月割合三ヶ月分

右之通今般銀通用銀吹直ニ用相勤申候ニ付分限之通
平接持之積書面之通請取申不仍如件

弘化二巳年八月

関保右衛門

仍如件

仍也件

請取り 内持持方ニ事

米合拾六石貳斗八升ニ

但京升也

内

米拾三石貳斗

村井庄一郎

三好好三

佐藤長左衛

是ニ當巳十月ゟ十二月迄大三月ゟ三月ゟ小三月ゟ貳月

都合三ヶ月ゟ一ヶ月ゟ五合ゟ拾人持持宛ニ續

米三石八升

是ニ右月ゟ七人持持ニ續

其米忠重次郎

[illegible]

木京ゟ左衛門

玉藤ゟ左衛門

大忠ゟ左衛門

小川重左衛門

佐藤ゟ左衛門

目ゟ新七ゟ出ゟ

福ゟ三郎ゟ傳ゟ

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

842
20
26

天保十五辰年十一月

関保右衛門

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26
ガラス使用

842
20
26

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用